

## 令和3年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について

### 1 健全化判断比率の状況

これらの指標が一つでも「早期健全化基準」を超えると、財政健全化計画を定め早急に財政の健全化（立て直し）に努めなければなりませんが、嬉野市はいずれも早期健全化基準未満となっています。

(単位：%)

早期健全化基準	R3	R2	説明
実質赤字比率	13.69	—	市の財政規模に対する「一般会計等の赤字額」の割合。 「—」は赤字がないこと(黒字)を示す。
連結実質赤字比率	18.69	—	市の財政規模に対する「一般会計と特別会計の赤字や黒字を連結(合算)して得られた全体の赤字額」の割合。 「—」は赤字がないこと(黒字)を示す。
実質公債費比率	25.0	9.8	市の財政規模に対する「一般会計、特別会計、一部事務組合の公債費(借金返済費)に対して一般会計等から支出した額」の割合。資金繰りの危険度を示したもの。 値が低いほど借金返済に支出する割合が低い。
将来負担比率	350.0	8.7	市の財政規模に対する「一般会計等の借入金や、将来支払う可能性がある市の負担額などの現時点での残高」の割合。将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示したもの。 値が低いほど将来の借金による負担が少ない。

### 2 資金不足比率の状況

「経営健全化基準」を超えると経営健全化計画を定めなければなりませんが、嬉野市はいずれの会計も資金不足額(赤字額)はありませんので、経営健全化基準未満となっております。

(単位：%)

特別会計の名称	経営健全化基準	R3	R2	説明
農業集落排水特別会計	20.00	—	—	特別会計の料金収入の規模に対する「資金不足額(赤字額)」の割合。経営状況の深刻度を示したもの。 「—」は資金不足額がないこと(黒字)を示す。
公共下水道事業費特別会計		—	—	
浄化槽特別会計		—	—	